

VIII その他

1. 徴税費等の状況

(単位:千円、%)

区 分			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
			金 額	構成比	前年 度 比	金 額	構成比	前年 度 比	金 額	構成比	前年 度 比
市 税 (A)			5,104,646	77.41	101.20	4,926,145	78.36	96.50	5,252,785	77.46	106.63
個 人 道 民 税 (B)			1,489,669	22.59	101.91	1,360,662	21.64	91.34	1,528,164	22.54	112.31
合 計 (C)			6,594,315	100.00	101.36	6,286,807	100.00	96.63	6,780,949	100.00	107.86
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	54,322	39.09	99.77	57,917	43.50	106.62	58,419	38.08	100.87
		諸 手 当	32,152	23.14	93.32	32,225	24.20	100.23	31,613	20.60	98.10
		そ の 他	22,497	16.19	100.87	22,909	17.21	101.83	24,504	15.97	106.96
		小 計	108,971	78.41	97.99	113,051	84.90	103.74	114,536	74.65	101.31
	需 用 費	旅 費	657	0.47	66.70	968	0.73	147.34	634	0.41	65.50
		そ の 他	29,185	21.00	74.25	18,897	14.19	64.75	38,192	24.89	202.11
		小 計	29,842	21.47	74.06	19,865	14.92	66.57	38,826	25.31	195.45
	そ の 他	報奨金及びこれに 類する経費	0	0.00	-	0	0.00	-	0	0.00	-
		そ の 他	162	0.12	111.72	234	0.18	144.44	63	0.04	26.92
		小 計	162	0.12	111.72	234	0.18	144.44	63	0.04	26.92
	合 計 (D)		138,975	100.00	91.65	133,150	100.00	95.81	153,425	100.00	115.23
道 民 税 徴 収 取 扱 費	納税通知及び納税義務者 数を基準とした金額		52,824	100.00	99.13	52,473	100.00	99.34	52,698	100.00	100.43
	報奨金の額に相当する金 額		0	0.00	-	0	0.00	-	0	0.00	-
	合 計 (E)		52,824	100.00	99.13	52,473	100.00	99.34	52,698	100.00	100.43
道民税徴収取扱費を除く徴税費 (D)-(E)=(F)			86,151		87.59	80,677		93.65	100,727		124.85
税 収 入 に 対 す る 徴 収 費 の 割 合	市税及び個人道民 税に対する割合 (D)/(C)		2.11			2.12			2.26		
	市税に対する割合 (F)/(A)		1.69			1.64			1.92		
徴 税 吏 員 数			21			21			21		

※各年課税状況調より

2. 市税現行税率等一覧 - 1 -

区分		課税客体・納税義務者等	賦課期日	税 率	申告期限	納 期 限	
市 民 税	個人	1 市内に住所を有する個人 (均等割・所得割) 2 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの (均等割)	1月1日	均等割 3,000円 (平成26年度～令和5年度:500円加算) 所得割 6%	市民税の申告 3月15日 給与支払報告書 1月31日	<普通徴収> 第1期 6月30日 第2期 8月31日 第3期 10月31日 第4期 12月26日 <特別徴収> 徴収月:6月～翌年5月 納期限:徴収月の翌月10日	
	法人	1 市内に事務所又は事業所を有する法人 (均等割・法人税割) 2 市内に宿泊所、クラブ、寮、その他これらに類する施設を有する法人で、市内に事務所・事業所を有しないもの (均等割)		<均等割> ① 資本金の金額が1,000万円以下である法人で市内に有する事務所、事業所又は寮などの従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 60,000円 ② 資本金の金額が1,000万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 144,000円 ③ 資本金の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下のもの 年額 156,000円 ④ 資本金の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 180,000円 ⑤ 資本金の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下のもの 年額 192,000円 ⑥ 資本金の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 480,000円 ⑦ 資本金の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下のもの 年額 492,000円 ⑧ 資本金の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 2,100,000円 ⑨ 資本金の金額が50億円を超える法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 3,600,000円 <法人税割> 8.4%	事業年度終了後 2ヶ月以内 均等割のみは 5月1日	申告期限と同じ 事業年度終了後2ヶ月以内 均等割のみは 5月1日	
	固定資産税	(課税客体) 固定資産・・・土地・家屋・償却資産 (納税義務者) 固定資産の所有者	1月1日	1.4% (免税点) ・土地 30万円 ・家屋 20万円 ・償却資産 150万円	償却資産の申告 1月31日	第1期 5月31日 第2期 7月31日 第3期 9月30日 第4期 11月30日	
都市計画税		(課税客体) 都市計画区域内(用途地域内)に存在する土地・家屋 (納税義務者) 都市計画区域内(用途地域内)に存在する土地・家屋の所有者	1月1日	0.3% (免税点) ・固定資産税が免税点となるもの		固定資産税と同じ	

2. 市税現行税率等一覧 ―2―

区 分		課税客体・納税義務者	賦課期日	税 率	申告期限	納 期 限
軽自動車税	種別割	(課税客体) 原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の小型自動車 雪上車 (納税義務者) 軽自動車等の所有者又は使用者	4月1日	1) 原動機付自転車 50cc以下 2,000円 新基準原付 2,000円 特定原付 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円 2) 軽自動車 2輪の軽自動車 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上のもの 乗用・営業用 6,900円 〃・自家用 10,800円 貨物用・営業用 3,800円 〃・自家用 5,000円 3) 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円 4) 二輪の小型自動車 6,000円 5) 雪上車 3,600円	(取得申告) 所有者等となった日から15日以内 (廃車申告) 所有者等でなくなった日から30日以内	全期分 5月31日 ※令和8年4月1日～ 軽自動車税種別割から 軽自動車税へ名称変更
	環境性能割	(課税客体) 売買などで軽自動車を取得した取得者	取得時	非課税、0.5%、1%、2% (免税点) 取得価格の50万円		※令和8年3月31日廃止
市たばこ税		(課税客体) たばこ販売 (納税義務者) たばこ製造者又は卸売販売業者		令和8年4月1日現在 6,552円/1,000本	毎月販売分につき 翌月末日まで	申告期限と同じ 毎月販売分につき 翌月末日まで
特別土地保有税		(課税客体) 土地 (納税義務者) 土地の所有者又は取得者		保有・・・土地取得価格の1.4% 取得・・・土地取得価格の3.0% (免税点) 5,000㎡		※平成15年度より 当分の間、課税停止
入湯税		(納税義務者) 鉱泉温泉の入浴客 ただし次に掲げる者は課税免除 (1) 年齢12歳未満のもの (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に 入湯する者 (3) 療養のため引続き7日以上滞在して 入湯する者 (4) 修学旅行の生徒及び引率の教員 (5) 日帰りで入湯する者 (徴収の方法) 旅館等の経営者による特別徴収		1人1日 150円	翌月15日まで	申告期限と同じ 翌月15日まで
国有資産等所在 市町村交付金		(交付金算定客体) 国、地方公共団体所有の固定資産で 貸付資産等 (交付義務者) 国、地方公共団体	前年の3月31日	交付金算定標準額の1.4%		交付期限 6月30日
宿泊税		(納税義務者) 宿泊施設の宿泊客 (徴収の方法) 宿泊施設の経営者による特別徴収		1人1泊 200円	3ヶ月毎 (3・6・9・12月末)	申告期限と同じ ※令和8年4月1日開始